

【工事請負等】提出書類一覧

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本学では工事発注・調査等や物品調達等を行うにあたり、万全の取引を期するため、あらかじめ企業様の情報を登録し、お取引においては登録業者様の中から選定し、相見積もり等による比較を経て選定させていただくことしております。

この登録は3年に一度、書類の更新をお願いしています。つきましては、令和6年度から令和8年度までの業者登録申請書の受付を行いますので、多事多忙の折、お手数をおかけしますが、主旨をご理解いただき、お手続きをよろしく申し上げます。

■下記の書類を一つのファイルにPDF化（カラー）し、電子メールで提出をお願いします。

（送信・問い合わせ先） 京都産業大学 管財部 業者登録申請担当 宛
shimei-shinsei@cc.kyoto-su.ac.jp

※原本の郵送は必要ありません。

ファイルの容量が7 MB 以上の場合は、データ便などの web サービスのご利用をお願いします。

電子メールで送信することができない場合はご相談ください。

【必須提出書類】

	書類名	備考
①	業者登録申請書 ※様式は HP に掲載しています	代表者名は支社長や支店長、営業所長等の契約締結権限のある方でも可能です。
②	お取引条件確認書	こちらから送付したものを返送してください

※書類提出後に、会社名、銀行口座など大幅な変更がある場合はご連絡をお願いします。

【任意提出書類】（様式任意）

書類名	備考
建設業許可通知書等の写し 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 履歴事項全部証明書 納税証明書 会社概要 主要工事経歴 財務諸表 その他 会社の規模を示す資料	提出が難しいものは結構です。ご用意が可能なものをご提出ください。 御社ホームページや会社パンフレット等に掲載されている場合、または代用できる資料がある場合は、それらを PDF 化してください。

次のいずれかに該当する場合は、業者登録申請を受理することができません。

受け取り後に発覚した場合は、未提出として取り扱い、提出いただいたデータ（書類）は破棄させていただきます。

- (1) 提出データ(書類)に、虚偽の申告が見つかった場合
- (2) 見積り等に当たり、談合を行い、本法人に不利益を及ぼした場合
- (3) 契約履行に際し、故意又は重大な過失により、請負内容を粗雑にし、又は物件の品質、数量に関し不正の行為があった場合
- (4) 公正取引委員会から排除措置命令又は勧告を受けている(進行形)場合
- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立を行う場合又は行っている場合
- (6) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続が行われる場合又は行われている場合
- (7) 自社において反社会的勢力の関係者が在職している場合または取引を行っている場合
- (8) その他、本法人に不利益を及ぼす行為をした場合

以上